

The Women's Studies Association of Japan

学会ニュース

日本女性学会
第138号 2016年10月

発行 日本女性学会
事務局 〒272-0023
千葉県市川市南八幡1-16-24
FAX 047-370-5051
E-mail toiwase@joseigakkai-jp.org
ウェブサイト
<http://joseigakkai-jp.org/>
※これまで連絡先として電話番号も記載しておりましたが、9月末日をもって電話を休止することといたしました。今後は、メールおよびFAXでご連絡いただきますよう、お願いいたします。
頒価 一部300円

目次

| | | | |
|----------------------|-----------------|-------------------------|---|
| 2016年度日本女性学会大会 報告 | 会員主催研究会の募集…………… | 6 | |
| シンポジウム報告…………… | 1 | 2015年度少額研究活動支援報告…………… | 7 |
| シンポジウム参加者から…………… | 2 | 学会ニュース発行についてのお知らせ…………… | 7 |
| パネル報告・ワークショップ報告…………… | 4 | 幹事選挙結果と新幹事会の発足について…………… | 7 |
| 個人研究発表一覧…………… | 5 | 会員著書紹介…………… | 8 |
| 次回大会お知らせ…………… | 6 | 会費納入のお願い…………… | 8 |

2016年度日本女性学会大会 報告

日程：6月18日（土）、19日（日）
会場：明治学院大学 白金キャンパス

大会シンポジウム

「女性活躍推進法」時代の女性学・ジェンダー研究

シンポジスト：中野円佳、杉田真衣、清末愛砂
コーディネーター：古久保さくら、内藤和美

シンポジウム報告

古久保さくら、内藤和美

2015年8月に女性活躍推進法が制定・施行された。2016年大会シンポジウムでは、法の施行は格差拡大をはじめとする女性たちの状況に何をもたらすのか、そして女性学・ジェンダー研究は何に挑むべきかを問うために、3名のシンポジストに発題いただき、意見を交わした。中野円佳さんは、大手企業正規職の女性たちに焦点を当て、実証研究と取材をもとに「女性活躍推進は『勝ち組』女性に何をもたらすか——『育休世代のジレンマ』と『ガラスの天井』打破への動き」を論じた。バリキャリの女性たちを離職させていく働きやすさとやりがいの拮抗、女性の登用をなお阻んでいるガラスの天井といった大企業の課題と女性活躍推進法の関係を読み解いた。杉田真衣さんは、12年に及ぶ縦断的インタビュー調査の結果をもとに、「高卒女性たちの労働と生活を追って」として、「活躍」という語で扱うには無理のある女性たちの現状を論じた。活躍する場・環境以前に、安心できる居場所とつながりの確保が必要であることを強調した。清末愛砂さんは、「女性学・ジェンダー研究は変容を求められるのか——女性の活躍推進法時代を迎えて」として、女性活躍推進法と女性活躍推進政策の背景・目的・実効性と課題、そして女性学・ジェンダー関

連教育への影響を論じた。女性活躍推進政策が、新自由主義と家族主義が融合した経済政策としての人材政策であること、ジェンダー・女性学教育がキャリア教育と併合されて女性活躍推進政策に奉じるものとされかねないことを指摘した。次いで、会場からの質問にシンポジストが答えつつ、3つの発題がどのように交差するのか、そこに何を見るのかを探す苦しい討論を行った。苦しみつつも、ケアの視点の主流化、SOCIAL BUSINESS や市民的協働、それらを介した女性的手段化の超克等、架橋の手掛かりをいくつか見出すことができた。



シンポジウム参加者から

「男なみ」ってなんだろう

狩谷あゆみ

シンポジウムでは、女性間格差が拡大するなかで、「エリート」女性の抱える困難と「ノンエリート」女性の抱える困難に共通の社会的問題がどこにあるのか、「女性活躍推進法」は女性たちに何をもたらすのかが議論された。1999年の「男女共同参画社会基本法」では「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が目的とされた。フェミニズムへのバックラッシュなど多くの問題はあったが、「性別にかかわらず」という点が強調されていた前者と比較して「女性の活躍推進法」は、女性にのみスポットライトが当てられている。ここでは、2つの課題を示すことでシンポジウムの感想としたい。1つは、「(本人の) 希望」をどう解釈するかである。清末氏の報告にあるように、法には「すべての女性が、個性と能力を最大限に発揮して希望する形での活躍が実現できるよう」、非正規雇用に関しては「正社員への転換を希望する労働者に対する支援」とある。管理職への登用や正規雇用への転換を、本人が何らかの理由で希望しなければ、「個人的な問題」として処理されてしまう。解雇目的の早期退職が「希望退職」と書き換えられたように、「希望」という言葉は自己責任を強いる都合の良い言葉である。もう1点は「男なみ」の基準である。清末氏の報告で、理系の女性研究者を例として「活躍や輝く女性となることを強いられる」ことが問題とされていたが、「活躍」と「男なみ」とはイコールなのか。中野氏と杉田氏も「男なみ」や「男のようにバリバリ働く」ことを否定的に捉えていた。「男なみ」＝「長時間労働を強いられる」「責任が重い」など、負担が増すことがそう捉える理由であれば理解できるが、特に説明もなかったので「男なみに働く＝女らしさからの逸脱」という価値観が見え隠れしていたように思えた。

将来の女性と社会のつながり

小松綾音

今回、初めて女性学会に参加させていただきました。まだ大学生の私はこれから社会に出ていくにあたってとてもためになるお話や意見を得ることができました。

育児中の女性は長時間労働ができないため、限られた時間の中で仕事をしなければいけません。よって、非正規雇用で働く女性が多いそうです。もし正社員になれても育児中の社員への企業側の対応は冷たいという現状を知りました。育児中の女性が定時前に早期退社すると、その分の仕事がほかの社員に回ってくるため、仕事量の差が生まれて不公平になってしまい、そのような関係から職場での育児をしている社員への風当たりが強くなったり、人間関係上の問題が起きてしまうことが分かりました。話を聞いていて、育児をしている社員・育児をしていない社員両方の苦勞が理解できますし、とても難しい問題だなと思いました。段々と女性活躍推進法をきっかけに女性が働きやすい環境づくりや支援・対策が多く企業の浸透しつつあるけれど、企業側の支援の仕方には改善点や求められている対策等も多く存在し、難しいけれど女性・ワーキングマザー同士の連携が必要なのではないかなと思いました。改めて、女性の育児と仕事の両立がまだ困難であることを痛感しました。

さらに、保育士の待遇改善要求のお話については、とても納得できて一番印象に残りました。保育士の仕事は体力的にも精神的にもハードなうえ、待遇も少なく、保育士が減少しているのが現状です。そんな中、大事な子供の面倒を親の代わりにみてくれる保育士さんにはきちんとした待遇を受けてもらおうという理由、施策にはとても賛同しました。

最後に、今回の女性学会に参加してみて、これから就職活動をしていく中で、企業側の女性に対する認識や、対策、女性が働きやすい環境づくりがされているかななどにも着目して企業選びをしようと思いましたし、まだ少し遠い話ですが、自分が子供を持つ親になった際に、今よりも保育園数、保育士数、保育園の質などさらに充実してほしいと感じ、今のうちから子育てに関する問

題、社会の協力体制などを視野に入れ、知識を増やしながらしっかりとした考えや意見を持っていきたく思いました。

「共通の社会的問題」と言えるか？

高松香奈

傍聴者の一人として、今回の企画と報告者の方々の貴重なご報告に対し感謝を申し上げ、以下勝手ながら感想を述べたい。

今回のシンポジウムの趣旨は、女性間格差の拡大が生じる中で、女性を「エリート」と「ノンエリート」という枠組みで取り上げ、各々の直面する困難の考察を通し「共通の社会的問題」を指摘すること、そして、現政権が進める「女性活躍推進政策」の影響を検討することであったと思う。中野氏のご報告は、「勝ち組」と言われる、大企業の正社員女性、すなわち「エリート」女性に焦点を当て、杉田氏のご報告は不利な状況に置かれている高卒女性、「ノンエリート」に焦点を当てた。「エリート」と「ノンエリート」を分ける主要因として雇用形態の違いがあげられたが、例えば正規・非正規雇用はコインの表裏の関係でもあり関係は深い（はずである）。そのため、シンポジウムを通じ終始考えさせられたのは、この「エリート」女性と「ノンエリート」女性の関係性であり、清末氏のご報告で指摘した「女性間の連帯の困難さ」である。

シンポジウムで語られた通り、「エリート」女性の「成功」は、社会にとって働きやすい環境整備（新しい働き方や連携、価値観の創造など）に寄与する可能性があるであろう。しかし同時に、これが「ノンエリート」女性の困難さを解消する可能性を持ち、「女性全体」を指す場合に（特に政府の政策が表現する「女性」において）、「ノンエリート」女性が十分に含まれている、とは思えないのだ。シンポジウムで「エリート」女性と対比される高卒女性たちが不安定な生活の中で、「活躍」ではなく「安心」できる場の形成が必要という主張にどう応答することができるのか。この「安心」できる場の形成は、政策上も、そして市民レベルでもより困難になっていると感じる。「女性活躍推進政策」が推し進められ、同時に加速させられる非正規化。シンポジウムは「共通する社会的問題」を考える機会であったが、「共通する」と括るのが難しいほどに、分断は深刻なのではないか。

シンポジウム 『「女性活躍推進法」時代の女性学・ジェンダー研究』に参加して

吉田あけみ

女性間格差が拡大する中でエリート女性、ノンエリート女性それぞれの抱える困難に着目し、すべての女性たちの福祉の実現に女性活躍推進法が寄与するのか否か、逆機能があるのか否か等の視点から課題を整理したうえで「女性活躍推進法」時代の女性学・ジェンダー研究の課題と可能性が議論された。

まず初めに中野円佳さんが、「女性活躍推進法」は、大企業に女性が活躍できていない原因を考えさせ是正させるきっかけになる可能性はあるものの、そのエリート女性たちの活躍が女性全体の引き上げにつながるのか否かという視点で課題の整理を行なった。エリート女性を引き上げることで男女格差は縮まるものの女女格差が広がりかねないが、エリート女性の成功が家事代行サービスの利用拡大につながり、ノンエリート女性に職を提供することになり、両者がWINWINの関係になれる可能性がある等の指摘がされた。

続いて杉田真衣さんが、自身が継続調査されているインタビュー調査によって得られた結果から、ノンエリート女性たちが抱える諸問題を紹介された。それらの現状から、ノンエリート女性たちに今求められることは「活躍」できる場より「安心できる場」であり、いわゆる「居場所」が必要であることが指摘された。

最後に清末愛砂さんが「女性活躍推進法」が女性たちに何をもたらしたかについて整理された。1985年の雇用機会均等法と派遣法のセット立法と発想が酷似しており、女性たちのさらなる分断化につながるのではないかと指摘された。

さらに、コーディネーターの古久保さくらさんが、たとえば家事代行サービスの提供者と利用者がフェアな関係性を結んでいけるかどうかということが、連帯になるのか分断になるのかの分岐点であり、それらの関係から新しい共同体を作り上げていく可能性を示唆された。

1985年以降の苦い経験を踏まえて、「女性活躍推進法」を女性たちの連携につなげていくことが、女性学・ジェンダー研究に、今ふたたび求められていることを痛感した。

パネル報告・ワークショップ報告

第4分科会

パネル報告

「政策・被災地・世代・NPOの視点で見つめる女性の活動——社会へ届く活動を目指して (VOL.2)」

堀 久美、伊藤静香、林やすこ、渋谷典子

「震災経験を記録する女性の活動の意義と課題」(堀久美)では、被災地の女性団体による記録活動を取り上げ、記録を継続的に伝える活動と公的な議論に活かす活動がどのようにつながっていくのかについて検討が深められた。「指定管理者NPOにみる女性の労働と社会参画——男女共同参画センターを事例に」(伊藤静香)では、雇用を生み出した男女共同参画センターの指定管理者NPOの就業規則を基に雇用実態を分析した結果、指定管理期間が短いという限界があり、安定的な雇用の場の確保が困難である現状を浮き彫りにした。一方、「男女共同参画政策の評価の課題と可能性」(林やすこ)では、「評価はより良い社会をつくるものである」という観点から、政策の改善を重視する評価システム構築により、NPOの役割も変化を遂げるのではないかという期待が報告された。「新たな市民社会の構築を求めるNPOの組織と、その担い手であるNPO活動者をめぐる法制度設計について」(渋谷典子)では、公共サービス基本法と公契約法／条例という法的な側面をとらえ、一人ひとりが権利意識をもち、活動に基づき実践研究を推進することにより、政策へのインパクトを与えるプラットフォーム構築が確保できると提案した。

各報告のテーマの切り口は異なっているが、女性たちがどのように社会と向き合い活動し、実践と研究に取り組んでいるかが明らかとなった。今後は、いかに社会へインパクトを与えていくのが課題となってくる。

第5分科会

パネル報告

「変容か？ 正常化か？——クィア・スタディーズの視点から「婚姻／家族」の規範性を問う」

菊地夏野、堀江有里、飯野由里子

近年、日本でも「LGBTブーム」とも呼べる性的少数者のメインストリーム化が起きつつある。この現象に対しては様々な評価がなされうるが、大まかに二分できる。ひとつは性的少数者の運動が採用する政治的スタンスの

「変容」、もうひとつは少数者の「正常化」を通して行われる社会包摂とみなすものである。本パネルでは、メインストリーム化の背後で起こる諸問題にこそフォーカスする必要を探索した。

菊地報告では、新自由主義とジェンダー・セクシュアリティへの理論アプローチの提示が試みられた。とくに、第二波フェミニズムと新自由主義の矛盾含みの関係性を問うN・フレイザーの自省的議論を諸事例に援用し、その枠組が日本の現状を考察するツールとしても有効なことが示唆された。つぎに堀江報告では、同性婚反対論における宗教言説の利用から派生する宗教外部の固定化したまなざしが、日本では「思考停止」を生むという指摘から、解釈事例をもとに「家族の価値」尊重派が主張する「伝統的家族」像が聖書から導出不可能であると確認された。最後に、飯野報告では、クィア理論におけるキー概念——次世代再生産を前提した「規範的な時間性」、ナショナルなヘテロセクシュアリティ、ヘテロノーマティヴィティ——がマッピングされるとともに、クィア理論と障害学が交差する領域で取り込まれるべきものとして、「身体性と市民性の共犯関係」というテーマが提示された。

第6分科会

パネル報告

「地域との連携に取り組む大学の役割と男女共同参画——大学の男女共同参画推進室の調査研究から」

長谷川里奈、中村奈津子、鈴木暁子

当分科会では、京都府立大学男女共同参画推進室が平成26～27年度京都府立大学地域貢献型特別研究として実施した調査研究「府内の男女共同参画に関わるステークホルダー（行政・経済団体・NPO・大学）のパートナーシップのあり方」の報告を柱に、研究に関連するテーマ（「連携・協働を促す仕掛けとしてのワールド・カフェ」「大学の地域との連携・協働の現状、課題と可能性」）でさらに分析と考察を発表し、後半はフロアでも交えたディスカッションを行った。

本研究は、京都府男女共同参画課からの「広域自治体の施設として、府のセンターがどのような機能を今後果たすべき／果たしうるのか」といった課題提起がきっかけとなり、結果的に調査対象を「市町村自治体と地域の主体との連携」「大学の地域連携のあり方」まで広げて実施したものである。今や地域での男女共同参画推進においても不可欠となった「多様なステークホルダー間の

連携・協働」のありようを探る中で、調査メンバー・対象間の連携・協働が促進されネットワークが発展するという副次的効果も得られ、その一側面として、このような場で研究成果を報告できた意義は大きいと考えている。

フロアーからは、公立大学が設置する男女共同参画推進室の「強み」（地域貢献、調査研究機能、行政施策との連携）に期待を寄せる声があった。また連携・協働において、自治体や大学といった公的機関が、各自のリソースの提供にとどまらずコーディネーション機能を果たす等の役割を広げる上での課題も寄せられるなど、広く意見交換をすることができた。

第7分科会

ワークショップ

「公開研究会 家事事件紛争手続と民間委託——日本・台湾との比較」

清末愛砂、梅澤彩、松村歌子、李妍淑

本研究会は、DV事案のような困難な家事紛争ケースにおける離婚や別居後の親子間の面会交流のあり方を議論するために開かれた。先に研究会のメンバーである李妍淑が2016年2月に台湾で実施した面会交流における民間団体の役割に関する調査結果について、また同じくメンバーである梅澤彩が、日本における面会交流の法的権利性や面会交流の実施方法およびそれらから見える課題について、それぞれ報告した。

これら2つの報告内容の確認のための質疑応答を経て、近年の台湾の面会交流事業の成果（民間団体委託が当事者に提供するサービス内容、財政的基盤、ソーシャルワーカーの活用の意義等）やその問題点（行政の責任問題等）、および日本の政策に反映すべき点を参加者とともに検討した。これらの議論では、民間委託と面会交流の質の向上との関係性、子の年齢に応じた「子の福祉」のあり方、DV加害者と子どもとの関係性、面会交流の実施条件としてのDV加害者更生プログラムの受講等、実務を進める上で考慮すべき点が提示された。また、今後の研究の課題として、台湾の民間団体が実施している「親業講座」の内容やその思想的背景をもう少し分析する必要があること等が確認された。

今後も本研究会の中で出された意見等を参考にしながら、関連研究を継続していきたいと考えている。

（清末愛砂）

第8分科会

ワークショップ

「地方の小規模大学における LGBT についての実践研究の成果の中間報告——メンバーの自己省察を中心に」

虎岩朋加ほか

学生数700人弱の小さな大学で、性的少数者を始めとする多様な人々がともに学ぶことのできる共同体を作ることをめざして、2015年に立ち上がった、学生と教職員の有志による LGBT 人権研究グループの取り組みについて報告した。学生、教職員の5名が報告者として参加した。

各報告では、言葉・名づけ・符号が「問題」(not as a problem but as being at stake)であることが、それぞれの言葉で語られた。また、大きな二つの課題についても報告があった。1つ目は、この有志団体が、周囲から認知されていくことにともなう課題である。当研究グループは、これまで、公開セミナーを開催したり、学内ニューズレターを発行したりしている。学外の当事者団体とも繋がりがつある。こうした変化の中で、これまで存在しなかった声を、他者に聞かれる声としてあげていくことの可能性とは、また、危険性とはどんなものかが、課題として浮上してきた。2つ目は、この有志団体に内在するジレンマである。当事者と当事者でないもの（この区分けも、また、「名付け」「符号」として作用していることを理解しつつ）、つまり、自助グループの側面と、そうでない面がある。前者は、自己のセラピー志向に特徴付けられ、後者は、諸個人の存在する社会的諸条件や諸状況を変えていくことに動機付けられている。

ディスカッションでは、2つの課題について主に取り上げられた。特に2つ目の課題については、活動の進行とともに、2つの志向性は、ジレンマを生み出すものかもわからないが、そこを意識しつつ拘泥しないあり方を模索する可能性などについて、さまざまにご指摘いただいた。（虎岩朋加）

個人研究発表

第1分科会

関めぐみ●労働とハラスメント——大学アメフト部の「女子マネージャー」を事例として

牧野雅子●〈性暴力研究〉の課題と可能性

小西真理子●女性のニーズの擁護か、男性権力への服従

か——修復的正義のDV適用をめぐるフェミニストの衝突

第2分科会

春山啓子●20世紀初頭Londonで活動した植民地国籍女性編集者 Beatrice Hastings にみる「定位家族からの離脱と女性間の連帯」の意義

高田恭子●判例にみる家族規範と女性差別——平成27年大法廷判決（女性再婚禁止期間、夫婦同姓）から

島原三枝●家族介護の持続可能性について

須長史生●セカンドライフの男性論

第3分科会

高松香奈●「妊婦検診」のポリティクス——国際比較から

三枝麻由美●ジェンダー・ポリティクスにおけるパラダイム・シフトへの対応——スウェーデン、フランス、日本を比較して

五十嵐舞●あなた／だれかに曝されつづけるわたし——ジュディス・バトラーによる身体の曝されに関する議論における「他者」

次回大会予告

日程：

- 1日目 6月17日（土）13時30分～16時30分（予定）大会シンポジウム、その後総会、懇親会
- 2日目 6月18日（日）9時30分～15時（予定）昼食休憩を1時間ほど含みます）個人研究発表、ワークショップ、パネル報告

会場：中京大学 名古屋キャンパス

会員主催研究会の募集

会員の研究の進化と深化をめざして！ 会員主催研究会の募集

日本女性学会は、会員主催の研究会に対して補助金助成（2万円）をおこなっています。会員であれば、どなたも応募できます。ぜひ、ご応募をおまちしています。

応募要件

- ・研究会の趣旨が日本女性学会の趣旨に合っているもの。
- ・少なくとも会員に対して、公開の研究会であること。
- ・研究会のタイトル、趣旨、企画者（会員個人・会員を含むグループ）、開催場所、開催日時、研究会のプログラム、全体の経費予算と補助希望額（2万円以内です）が決定していること（未決定部分は少ないほど良いのですが、場所・プログラム・経費については予定＝未決定の部分を含んでいても結構です）。
- ・学会ニュース、学会ウェブサイトに掲載する「研究会のお知らせ」の原稿（25字×20行前後）があること（研究会の問い合わせ先を明記してください）。

ること（研究会の問い合わせ先を明記してください）。

- ・研究会終了後、実施報告文を学会ニュースと学会ウェブサイトを書いていただきます（補助費はこの原稿提出後に入金いたします）。
- ・学会総会での会計報告に必要なため、支出金リストと、総額での企画者による領収書を提出すること。

申し込みは、広報期間確保のため原則として開催の2カ月前までに、研究会担当幹事までお願いいたします。

詳細のお問い合わせも、研究会担当幹事までお問い合わせください。

連絡先：日本女性学会事務局

toiawase@joseigakkai-jp.org

研究会担当：渋谷典子

2015年度少数研究活動支援報告

2015年度は、本学会の少額研究活動支援に応募し、採択された8名の会員に研究活動支援金を支給することができました。受給者は、1年以内にその成果を簡単にまとめた報告書を提出していただくことになっています。現在までにすべての受給者から報告書を送っていただきました。この活動支援金は学会を運営するための財源となっている会員のみなさんからの会費から捻出されています。研究活動支援を用いた研究の成果を発表される際には、ぜひとも支援金を受給されたことに言及していただけるようお願いいたします。この支援金制度は、常勤や正規雇用契約をもたない会員10名に、本学会の

趣旨にあった活動をしていただく場合に、一人あたり3万円の研究助成を支給するというものです。

2016年度総会では、公平性の観点から、受給は一会員につき、3回までという規定をもうけることとなりました。

多くの会員の皆さまに本制度を活用していただきたいと考えております。なお、今年度の総会時に承認された2016年度の採択者5名への支給はすでになされており、採択者とそのテーマは、本学会のウェブサイトに掲載されております。

(担当：清末愛砂・堀江有里)

学会ニュース発行についてのお知らせ ～贈呈させていただいている女性センター等の皆様へ～

学会ニュースは、春、秋、冬の年3回発行しておりますが、秋および冬発行の号は学会のウェブサイトに掲載することとし、紙媒体の贈呈は行わないことになりました（春発行の号は、これまで通り贈呈させていただきます）。会員限定情報を省いた版を下記のサイトに掲載しておりますので、ぜひご覧ください（パスワードは不要です）。

<http://joseigakkai-jp.org/category/nl/>

幹事選挙結果と新幹事会の発足について

総会議事録にもある通り、会員から総数114票、有効投票総数112票の投票が行われ（投票率24.2%）、主な開票結果は次のとおりになりました。

選挙管理委員から、得票数が高い順に幹事就任を依頼し、辞退者を除く以下の8名が幹事就任を承諾しました。小川真理子、北仲千里、渋谷典子、千田有紀、館かおる、内藤和美、西倉実季、堀江有里。また、選出幹事が、伊藤静香、伊藤淑子、堀久美の3名に幹事を委嘱し、あわせて11名の幹事候補が総会で承認され、第19期幹事会が発足しました。

開票結果（ ）内は得票数

釜野さおり（20〈辞退〉）、館かおる（18）、千田有紀（16）、北仲千里（16）、丸山里美（16〈辞退〉）、青山薫（15〈辞退〉）、伊田久美子（13〈辞退〉）、渋谷典子（13）、西倉実季（13）、堀江有里（13）、小川真理子（12）、内藤和美（11）、海妻径子（11）、牟田和恵（10）、武田万里子（10）、井上輝子（10）、伊藤淑子（10）、田中理恵子（水無田気流）（10）、合場敬子（9）、東園子（9）、上野千鶴子（9）、風間孝（9）、清末愛砂（9）、佐藤文香（9）、瀬山紀子（9）、守如子（9）、山根純佳（9）

会員著書紹介

- ◆ 山川菊栄記念会編『山川菊栄記念会記録集 2000-2015 たたかう女性学の歩み』山川菊栄記念会、2016年
- ◆ 山川菊栄記念会・労働者運動資料室編『イヌとからすとうずらとペンと 山川菊栄・山川均 写真集』同時代社、2016年
- ◆ 高良美世子著・高良留美子編著『誕生を待つ生命——母と娘の愛と相克』自然食通信社、2016年
- ◆ 高良留美子『浜田糸衛 生と著作（上）』ドメス出版、2016年
- ◆ 野口芳子『グリム童話のメタファー——固定観念を覆す解釈』勁草書房、2016年
- ◆ 黒木雅子・李恩子編『「国家を超える」とは——民族・ジェンダー・宗教』新幹社、2016年
- ◆ ジミー・カーター著、伊藤淑子・千年よしみ・釜野さおり訳『アクションを起こそう——女性、宗教、暴力、権力』国書刊行会、2016年

- ◆ 川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司『合理的配慮——対話を開く、対話が拓く』有斐閣、2016年

会員の著書紹介募集

以下のルールで会員のみなさまの著書を紹介します。掲載ご希望の方は、ニュースレター担当者までご連絡ください。

- ・ 会員が執筆・編集している単行本（分担執筆含む、雑誌をのぞく）
- ・ 1年以内の発行物
- ・ ご本人の申し出があったもの
- ・ 寄贈は条件としない
- ・ 寄贈いただいたもので会員の著書と判明したもの

ニュースレター担当

西倉実季、堀江有里

会費納入のお願い

- 2016年度の会費が未納の方は、どうぞお早めにお支払いください。会費納入のお願いと払込用紙はすでにご送付しております。払込用紙をなくされた方は、郵便局備え付けの払込用紙をご利用のうえ、下記の納入先までお振込みください。

ゆうちょ銀行 振替口座

口座記号番号 00890-6-31306

加入者名 日本女性学会

- 日本女性学会の会費は年収スライド制（自己申告・税込み・該当年度予定収入）をとっております。
 - ・ 400万円未満（無職・学生含む）：6,000円
 - ・ 400～600万円未満：8,000円
 - ・ 600万円以上：10,000円
- 3年以上会費を滞納されている方は退会とみなされます（日本女性学会幹事改選選挙実施規定第4条（3））。複数年滞納されている方は、過不足なくお支払いいただくためにもご自身の納入状況を事務局にご確認のうえ、どうか早急にお支払いください。

- 学会の運営は会員のみなさんの会費によって成り立っております。重ねてのご協力をお願いいたします。